

(第I期)第4回 技術委員会  
議事録(案)

I. 日時：平成20年 1月29日(火) 14:00～17:00

II. 場所：高圧ガス保安協会 第2・3会議室(7F)

III. 出席者(敬称略・順不同)

委員長：大島

副委員長：平野

委員：岩崎、小川、小野、加藤、川原、木村、功刀、鴻巣、三宮、  
関根、辻川、土屋、坪井、浜中、満田

K H K：荒井、伊藤、栗原、及川、小山田、長沼、鈴木<sup>好</sup>、磯村、鳥越、  
加藤、松木、佐藤、永井、丸山、北出、詫間

IV. 配付資料

資料27 第3回技術委員会議事録(案)

資料28-1 技術基準整備3ヶ年計画<ポイント説明用資料>

圧力容器規格委員会関係

資料28-2 技術基準整備3ヶ年計画<ポイント説明用資料>

移動容器規格委員会関係

資料28-3 技術基準整備3ヶ年計画<ポイント説明用資料>

高圧ガス規格委員会関係

資料28-4 技術基準整備3ヶ年計画<ポイント説明用資料>

冷凍空調規格委員会関係

資料28-5 技術基準整備3ヶ年計画<ポイント説明用資料>

液化石油ガス規格委員会関係

資料29 技術基準整備3ヶ年計画(平成19～21年度)

資料30 高圧ガス設備の供用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準(案)の検討状況報告

資料31 技術委員会規程および規格委員会規程の改正について

資料32 技術委員会規程改正(案) 新旧対象

資料33 規格委員会規程改正(案) 新旧対象

資料34 今後のレビュー(テクニカル・フォース)実施のあり方について(案)

## V. 議事概要

### 1. 挨拶等

#### 1-1 開催挨拶

開催にあたり、協会荒井理事および大島委員長から挨拶があった。

#### 1-2 新任および退任委員紹介

事務局から新任委員（鴻巣委員（供用適性評価規格委員会委員長））および退任委員（上原委員）の紹介があった。

### 2. 議題（1）前回議事録（案）の確認について

事務局から、資料 27 の前回議事録（案）については、前回委員会終了後各委員に送付、確認済みである旨の説明がなされた。

その後、議事録及びその公開についての採決が行われ、出席委員（17 名）の過半数の賛成により可決となった。

### 3. 議題（2）技術基準整備 3 ヶ年計画（平成 19～21 年度）について

事務局から、資料 28-1～28-5 に基づき各規格委員会の検討状況について説明があった後、以下の意見交換等があった。

#### 3-1 圧力容器規格委員会関係（資料 28-1）

特になし。

#### 3-2 移動容器規格委員会関係（資料 28-2）

① 全体の進捗状況は計画どおりに進んでいるかどうか。

→ 計画どおり進んでいる。

② 定期見直し（予定）とは、基準毎に決まっているのか。それとも一律に決まっているものなのか。

→ 各基準は制定・改正後 5 年を経過するまでに見直しを行うことが定められている。

#### 3-3 高圧ガス規格委員会関係（資料 28-3）

① 燃料電池自動車および水素スタンドの普及、設置状況などについて、現状どうなっているのか。

→ 圧力 35MPa 対応のスタンドについては、実証のための施設が東京湾岸地域などに複数箇所国の予算により設置されている。

自動車搭載の燃料用容器については、圧力 35MPa については基準化されているが、70MPa については 35MPa での知見を踏まえた実証のあり方などについて、現在検討が進められているところである。

② コンビナート認定の際に、KHKS（保安検査基準）に規定される保安検査方法によれない場合の代替検査方法が事業者側から提案されることがある。提案される代替検査方法は、一つの事業者からのみでなく、複数

の事業者から提案されるものも多い。このようなものはKHKSとして成案を得る前に“仮基準”のような形で取り扱うことができるようにするなど配慮すべきでないか。

→ KHKS（保安検査基準）は国の告示により指定を受けたものであり、“仮基準”というような形でそれと同様に扱うことは現状の仕組みではできない。必要な基準改正は可能な限り迅速に行うよう努力していく。

### 3-4 冷凍空調規格委員会関係（資料 28-4）

① 改正以降の長期間の間で使用される冷媒も変わってきている。その面での問題はないか。

→ 限界濃度の規定などを考えると問題はあるが、新冷媒については ISO でも未対応のものが多い。メーカーまたは事業者が規制対象となっている冷媒を基に新冷媒への対応を判断している事例が多いと認識している。

② 工場にいわゆる冷凍装置（例：事務所の空調設備）と高圧ガス設備（例：エチレンプラント）とが混在している場合に両者の規制、基準が異なっている。規制の一本化は無理なのか。

→ 高圧ガス設備の冷却用などに用いられる冷凍装置のうち、二次冷媒により高圧ガス設備を冷却するものについては、空調などに用いる冷凍装置と同様の技術基準により製作ができるといった部分的な整合は図られている。法令での規定事項でもあり、全てを一本化するのには現在のところ難しい。

③ 冷凍用圧力容器の溶接基準の改正を予定しているが、一方、移動容器関係では溶接容器溶接補修基準がある。冷凍用圧力容器の溶接補修を行う場合の同基準との関係はどうなっているのか。

→ 溶接容器溶接補修基準は移動容器を対象としたものであり、冷凍用圧力容器に適用するものではない。移動容器は市中に多数流通するものであり、むやみに火を入れるのは保安上好ましくなく補修のための基準を整備したところであるが、その他の分野については基準作成には着手していない状況である。

### 3-5 液化石油ガス規格委員会関係（資料 28-5）

○ これまで説明のあった規格委員会に比べ多くの基準がある。ここまで基準を細分化する必要があるのか。体系化すべきでないか。

→ 当初、国からの依頼に基づくLPガス器具などの基準作成に都度対応してきた結果、パーツ毎の基準が作成され、数が増えてしまった。

## 4. 議題（3）供用適性評価規格の検討状況報告

事務局から、資料 30 に基づき検討状況報告があった後、以下の意見交換

等があった。

- ① 資料 31 中の“規格策定における留意事項”は重要なことが述べられている。ここで述べられている思想は、従来の高圧ガス保安の思想とは異なるものである。従来、高圧ガス設備に割れがあれば補修するというようになっていたが、この規格では割れを許容しようとするものである。
- ② 補修をすることで、却って安全性を損なう場合があることが経験的にわかってきている。一律的な管理方法でなく設備毎の使用環境、運転実績などを踏まえた管理手法を導入することで、割れや減肉を残したままでも従来より安全にその設備を使用できると考える。
- ③ 減肉の評価法で 2 つの異なる評価法が提案されているが、両論併記とした理由は。
  - 事業者側が提案する海外規格をベースとした評価法と茨城県規格をベースとした評価法と異なる手法ではあるが、それぞれの技術的背景、根拠が証明できれば、国際整合化も考慮して両論併記とすることで問題ないとした。
- ④ 考え方そのものはこれまでに事業者が行ってきたことをまとめたものとする。役所の考えは慎重すぎるのではないか。原子力の世界では傷を許容することは既に制度化されている。同様の手順で制度化すればよいのではないか。
  - 原子力関係では、割れに関する評価基準を日本機械学会が作成し、それを国がエンドースした。原子力の仕組みも参考に規格作成を進めている。
- ⑤ 評価区分Ⅱは業界として長年の懸案事項であるが、安全が最優先であることは当然である。減肉評価手法の両論併記は選択肢が増えるものであり、よろしいのではないか。また、運用面については、法的、社会的に容認され説明できるものでなければならない。規格の中味と同様に重要視しているので慎重に検討願いたい。

#### 5. 議題（4）技術委員会規程および規格委員会規程の改正について

事務局から、資料 31～34 に基づき説明があった後、以下の意見交換等があった。

- ① 資料 33 の 7 頁、規格委員会規程改正案の第 20 条第 5 項で「挙手による採決を行う場合、投票は…」とあるが、挙手を投票と表現するのはどうか。
  - 委員長および事務局で対応案をまとめることとし、結果を技術委員に連絡することとする。
- ② 決議要件の「過半数以上」を「過半数」と語句修正することについて、現行の決議要件が半数以上でなく、過半数であるという認識で問題ない

か。

→ 問題ない。

③ 資料 34 中 4.2c) のウェブサイトを用いるレビューの実施について、レビューを開始する際には、都度電子メールなどで開始の案内をすべき。

→ 電子メールで案内することを考えている。

④ テクニカルレビュー実施期間の見直しについて、技術委員会を改組したときの思想、技術委員に求める役割からすると考えが違ってきていないか。技術委員にはパブリックに優先して意見を聞くことが必要と考えるので、書面投票期間に合わせた期間のみとする方がまだ説明がつくのではないか。

→ テクニカルレビューの期間をパブリックコメント期間のみとすることについては、長い期間（書面投票は 15 日、パブコメは 1 ヶ月）の方を選択した結果である。技術委員には、技術委員会規程第 6 条第 2 項及び第 3 項に規定されているように「規格委員会に対して説明を求めることができる」「レビューに対する規格委員会の説明及び対応について委員会の決議を求めることができる」との権限もあり、テクニカルレビューをパブリックコメントと同期間に依頼するとしてもパブリックの位置付けと技術委員の位置付けには大きな差があると考えていた。ただし、指摘の点についてはもっともと考える。

→ 本件は再検討することとしてはどうか。

→ 再検討としたい。

以上の意見交換等があった後、技術委員会規程（資料 32）および規格委員会規程（資料 33）の改正について、規格委員会規程第 24 条第 1 項の改正案箇所を除き、出席委員（17 名）全員の賛成により可決となった。

以上